

# 障害者差別解消法について学ぼう！

改正障害者差別解消法により  
令和6年4月1日～合理的配慮の提供が義務化されました。  
どのようなことが“差別”になるのか学びましょう！



講師

法テラス東京法律事務所  
常勤弁護士  
若林 亮 氏 (ろう者)



日時

12月8日(日)  
13:30～15:30

場所

A: Zoom 参加  
13:15～ 入室可能  
B: 会場参加  
川崎市聴覚障害者  
情報文化センター  
13:15～ 受付開始

申込み

## A: Zoom 参加 (定員80名)

QRコード・メール(下記の①～⑤を明記)の  
いずれかでお申し込みください  
※FAXでの申込みはできません



【締切】

11月30日(土)

## B: 会場参加 (定員10名)

QRコード・メール(下記の①～⑤を明記)・FAXの  
いずれかでお申し込みください

定員を超過した場合は抽選とし、12月3日までに結果を連絡します(市内在住優先)

## B: 会場参加 申し込み用FAX

①氏名	②障害区分	③在住地
	ろう者 中途失聴・難聴者 聞こえる人	
④所属手話サークル(あれば)	⑤必要な情報保障	⑥FAX番号
	手話通訳(読み取り通訳) 要約筆記	

【お申し込み先・問い合わせ先】 川崎市聴覚障害者情報文化センター  
〒211-0037 川崎市中原区井田三舞町14-16  
TEL: 044-798-8800 FAX: 044-798-8804  
メール: kawa-kikaku@kanagawa-wad.jp